

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾21FAX第42号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2021年11月19日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局



(件名)

11/19 労使政策委員会の経過について

(本文) 労使政策委員会を11月19日(金)11:00から開催した。冒頭、日港協から、労使関係を正常化に戻す発言があり、その後、再度、年末年始例外荷役の取り扱いについて、協力要請が行われた。組合側は、前回の労使政策委員会(10月14日)以降、事務折衝を重ねた経過を踏まえ、日港協の正常な労使関係に戻すための努力の姿勢が見られたとして協力要請に応じることとし、別添の通り、(仮)議事録確認書に署名した。詳細について、下記の通り報告する。

記

1. 2021年度年末年始例外荷役の取り扱いについて

- (1) 労務委員長より、改めて、10月14日開催の労使政策委員会で提案した年末年始例外荷役の申入れについて、21春闘継続協議が一向に進めていない中、協力要請を先に行ったことに謝罪があった。
- (2) 一方、日港協としては、組合側が「本年の年末年始例外荷役の実施については中央労働委員会への再審査請求を取り下げることが必要」との主張には、日港協としては幅広い意見を聞いてみたいとの思いから制度の中で認められた手続きを行ったものであり、請求を取り下げることについて考えていないとした。
- (3) しかし、組合側の「労使間に積み残っている多くの課題(21春闘継続課題含む)の解決が遅々として進まないのは、産別最低賃金の問題が根底にあるのではないか」との指摘は、真摯に受け止め、問題解決に向けた努力を加速させることに加え、会員店社への経営に影響が出ない事が確認されれば、速やかに交渉に応じることが、正常な労使関係に戻す重要な要件であると強く認識している。
- (4) 以上のことを以って、組合の指摘する「正常な労使関係に戻す日港協の努力」と評価していただき、年末年始例外荷役の実施をお願いするとした。

2. 以上の日港協の表明に対し、組合側は「労務委員長の正常な労使関係に戻す努力」という発言は、歓迎するとしたうえで、出来るのであれば、司法の判断を求めるまでもなく、常に労使協議を進めつつ正常な労使関係に戻す決断をすべきと要請した。そのうえで、年末年始例外荷役の実施について、日港協の要請に応じるとした。

3. また、組合側からは、これまでの懸案事項について、今日を起点にして一つでも二つでも22春闘まで待つことなく課題をクリアしていくことを、協議することを要請した。業

側からは、積み残しの課題を一つでも労使間で協議し解決の方向に進むことに賛同するとした。

4. 以上を踏まえて、12月6日に事務折衝を行ない、年内にも労使協議を開くことが出来るよう協議課題の整理と問題解決への議論を深めていくこととした。

以 上

<添付> (仮) 年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2021年（令和3年）12月31日から2022年（令和4年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

記

1. 当該4日間を「年末年始休日」とする。
但し、時間外算定基礎分母は現行通りとする。
2. 「日中荷役とする。」の原則は、徹底し順守する。
但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。
なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
3. 1月4日の平日化については継続協議とする。
4. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
5. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。
ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。

以上

2021年（令和3年）11月19日

一般社団法人 日本港運協会
労使政策委員会
委員長

田原口 誠

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長

柏木 公廣

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長代

梶山 裕史